

第1回福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会 議事録

日 時：令和7年2月20日（木）18:15～19:45

場 所：杉妻会館 3階 百合

出席者：＜委員50音順、敬称略＞

大北全俊、栗山進一、郡山千早、齊藤道也、渡邊大

事務局等担当者：＜福島県＞

保健福祉部長 三浦爾

保健福祉部県民健康調査課長 佐藤敬

県民健康調査課主幹兼副課長 菅野誠

菅野誠 県民健康調査課主幹兼副課長

本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより第1回福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会を開催します。

まず初めに、本日の審査会の開催に係る経緯、概要について御説明いたします。

県民健康調査の調査情報の提供につきましては、専門的見地から広く助言等を得るために県が設置しております「県民健康調査」検討委員会において、調査結果が専門家に広く活用されるようルールを定める必要があるとの意見が取りまとめられたことを受け、提供に係る規定等の整備や関係機関等の調整を進めてまいりました。規定等が整い、令和5年3月の第47回検討委員会では、制度を本格施行した場合に発生し得る問題を把握し改善につなげることを目的に、モデルケースとして一連の手続を行うことについて、その内容を報告しました。通常、審査会時点で申請者の情報を公開することはございませんが、今回の申請対象は第47回検討委員会で御報告した案件に対する審査であるため、申請者について改めて御報告いたします。本日は、モデルケースである近畿大学公衆衛生学教室、今野弘規教授の研究に対する提供に関し、審査をいただくこととなります。そういった審査のため、第1回目の審査会を開催するとしたものでございます。

審査会では、提供の可否に関する審査及び知事への意見提出が所掌事項となっておりますので、審査終了後、審査結果を知事に御提出いただくこととなります。それを基に、県として、調査情報提供の可否等を判断することとなります。

なお、本日は5名の委員皆様全員の御出席をいただいております。本審査会設置要綱第5条第3項の規定により、会議が成立していますことを御報告いた

します。

ここで、県から委員の皆様を御紹介させていただきます。

#### 佐藤敬 県民健康調査課長

県民健康調査課の佐藤です。

審査会の委員につきましては、審査会設置要綱第3条におきまして、審査会は委員5人以内で組織し、疫学、法律、医療倫理、その他知事が適当と認める者のうちから知事が委嘱すると定められております。県では、専門的知見を有する関係機関・団体に推薦をいただき、御就任をいただいております。

それでは、お配りをしております出席者名簿に従いまして御紹介させていただきます。

初めに、国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科医療文化学講座教授の大北全俊委員です。本日はウェブでの御出席をいただいております。

次に、国立大学法人東北大学災害科学国際研究所所長で災害公衆衛生学分野教授の栗山進一委員です。

次に、国立大学法人鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授の郡山千早委員です。本日はウェブでの御出席をいただいております。

次に、一般社団法人福島県医師会副会長の齊藤道也委員です。

次に、福島県弁護士会の渡邊大委員です。

委員の皆様のご紹介は以上となります。よろしくお願いいたします。

#### 菅野誠 県民健康調査課主幹兼副課長

続きまして、福島県保健福祉部長より御挨拶を申し上げます。

#### 三浦爾 保健福祉部長

改めまして、福島県保健福祉部長の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

第1回福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

皆様には、委員をお引き受けいただき、また、本日御多忙のところ本審査会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、県民の皆様のご健康を長期に見守るため、県民健康調査を実施しております。今回の県民健康調査情報の提供は、この調査に関する幅広い研究の促進を目的に行われるものでありますが、実施に当たっては、個人情報のご保護に最大限配慮し、また、提供に関する審査基準等の策定や試行期間における課題の把握により、適切に運用

していく必要があるとされております。

県では、現在、調査情報の提供に向けて、関係の皆様にご協力をいただきながら、申請受付から審査、そしてデータ提供までの一連の手続きを試験的に実施しているところでございます。本日は、その過程における申請内容の審査をお願いするものでありますが、本格実施に向けた制度検証の面において、委員の皆様のご専門的見地からの御意見、御見解は大変貴重なものと考えております。

本格実施に向けた取組は今後も続きますが、皆様には引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

#### 菅野誠 県民健康調査課主幹兼副課長

ここで、議事に入る前に委員長の選出を行います。

本審査会設置要綱第4条第1項に、審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めると規定されております。委員長選出のため、一時的に仮の議長を置くこととありますが、福島県保健福祉部長が仮議長を務め、進行させていただきます。それでは、三浦部長、よろしくお願いいたします。

#### 三浦爾 保健福祉部長

それでは、委員長選任まで仮議長を務めさせていただきます。

ただいまの説明のとおり、設置要綱第4条第1項により、委員長は委員互選となっております。何か御提案等がございますでしょうか。

それでは、御提案がないようですので、審査会の庶務を行う事務局として県から意見はありますか。

#### 佐藤敬 県民健康調査課長

県民健康調査課の佐藤です。

事務局といたしましては、栗山委員に委員長をお願いしたいと考えております。

栗山委員におかれましては、東北大学災害科学国際研究所におきまして、国内外の災害に関するあらゆるデータを取り扱っておられること、また、東北大学の東北メディカル・メガバンク機構におきましては、コホート調査等で得られた情報の蓄積、第三者の研究に対するデータ提供を実際に行っている機関にも関わっておられます。このような御経験も踏まえ、今後、県民健康調査における情報提供を適切に行う観点から、栗山委員をお願いしたいと考えております。

三浦爾 保健福祉部長

ありがとうございます。

ただいま県から栗山委員にという御意見がございましたが、皆さん、いかがでしょうか。

栗山先生、いかがですか。

栗山進一 委員

はい、承知しました。

三浦爾 保健福祉部長

ありがとうございます。栗山委員からも御承諾をいただきましたので、栗山委員に委員長を務めていただくこととしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。特に御異議がないようですので、栗山委員に委員長をお願いいたします。

以上をもちまして仮議長の役目を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

菅野誠 県民健康調査課主幹兼副課長

審査の議長は、審査会設置要綱により、委員長が務めることとなっております。

栗山委員長、委員長席にて進行をよろしくお願いいたします。

栗山進一 議長

改めまして栗山でございます。今、委員長を拝命いたしました。どうぞ先生方、よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、本審査会はどういうものかというところを先生方と確認させていただきたいんですが、御承知おきのとおり、蓄積されております県民健康調査の情報というのは非常に貴重なものと。そもそもその趣旨というのは、将来にわたる県民の健康の維持増進を図る、そのためにやっている。ということはそれを利活用しなきゃいけないと。当たり前のことなんですが、ただ、どうしても原子力発電所の事故を契機としているということで、非常に機微に富むような情報も入っている、あるいは繊細な、あるいは非常にしっかりとした配慮と繊細な取扱いが求められているというところがございますので、通常のデータの分譲あるいは研究者の方等にお渡しするよりも、さらにもう一段、慎重な配慮、最大限の配慮をお願いしたいかなと思います。厳密になっていただくと同時に、どう役立てるかという、そのカウンターバランスが非常に難しいとこ

るではございますけれども、ぜひよろしく申し上げます。

本日は初めての審査会ということでございます。現実の申請はございますけれども、制度検証というところ、こういうところはこうしたほうがいいんじゃないかとか、そういったところをぜひ忌憚なく御指導いただければと思います。

改めまして、この調査、福島県における県民の皆様への調査データ、今後、その情報を提供していったら、それで解析いただくという取組がよりよい制度となりますよう、委員の先生方皆様方におかれましては、御専門のお立場、あるいはそうじゃなくても一県民としてでも結構ですので、こういったところはどうかというようなことを忌憚なく御発言いただいて、適切な審査をできるようにと。それで審査会として意見をまとめたいと思ってございます。先生方の御協力どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に、委員長代理という方の指名が必要になります。早速でございますが、本審査会設置要綱第4条第3項によりまして、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するというところでございます。

それで、僭越ながら指名させていただきたいかなと思うんですが、大変申し訳ないんですけれども、郡山先生、お引受けいただけますでしょうか。御指名したいかなというところなんですが、いかがでしょうか。

#### 郡山千早 委員

分かりました。私であればお引受けいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 栗山進一 議長

では、郡山先生、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事録署名人という方お二人、指名が必要になります、議事録の署名の。それで、本審査会運営要領第4条によりまして、議長がお二人の方の議事録署名人を指名することとなってございます。五十音順に大北先生、それから郡山先生、郡山先生ちょっと2つ重なって申し訳ないんですけれども、お願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### 大北全俊 委員

承りました。

#### 栗山進一 議長

よろしいですか、大北先生。

郡山先生、すみません、また。

郡山千早 委員

承知いたしました。

栗山進一 議長

じゃあ、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。  
先生方、よろしゅうございますでしょうか。

菅野誠 県民健康調査課主幹兼副課長

ここからですけれども、以降は個別研究に係る審査になります。研究者の知的財産権の保護の観点から非公開とさせていただきます。申し訳ございませんが、報道機関、傍聴の皆様は御退室くださいますようお願いいたします。

また、誠に恐縮ですが、部長の三浦につきましては、公務の都合上、ここで退席とさせていただきます。

(以降、個別審査のため非公開)